

平成 28 年 10 月 17 日

# 平成28年登米市議会定例会 10月特別議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 93 号	損害賠償の額を定め、和解することについて	5



## 議案第93号

### 損害賠償の額を定め、和解することについて

市道森小学校線で発生した車両事故に係る損害賠償請求に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年10月17日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 損害賠償の相手方 岩手県一関市在住  
男 性

2 損害賠償の額	1, 0 2 6, 0 0 0 円
上記金額の内訳	
代車費用	1, 0 2 6, 0 0 0 円

### 3 和解条項

(1) 登米市は、相手側に対し、陳謝し、損害賠償の額として2, 4 9 8, 8 3 0 円の支払い義務があることを認める。

(2) 登米市は、相手側に対し、(1)の金額のうち、車両修理に要した費用(1, 4 7 2, 8 3 0 円)を除いた額を、和解契約締結から20日以内に、相手側が指定する金融機関の口座に送金して支払うものとする。

    支払い額 1, 0 2 6, 0 0 0 円

(3) 登米市及び相手側は、本件に関し、和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認する。